

2025 年 4 月 1 日
株式会社 Y S ナーシング

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：女性職員が結婚、出産、育児及び介護等の事由により退職する事無く、継続して就労できる環境を整える。

<対策>

育児・看護休暇制度の周知を行い育児・介護・看護に係る休業を取得しやすい環境整備を図ると共に、休業期間中もフォローアップを行い復職しやすい環境を作る。

目標 2：令和 12 年 3 月までに、年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 10 日以上とする。

<対策>

計画期間の終了日の属する事業年度において、年次休暇の取得日数が 1 人あたり年間 10 日以上となるよう、積極的な取得に向けた周知・啓発を継続して実施し、年次休暇の取得促進を図る。

以上